

## 大学院紀要 審査規定ガイドライン

### (目的)

第1条 大学院紀要の学術論文としての質的向上と、大学院生および大学院修了者等の継続的指導を目的として、投稿論文の審査について規定する。

### (審査方法)

第2条 審査対象論文

- (1) 「東洋大学大学院紀要に関する要領」第3条(2)の応募資格(満期退学者を含む)で投稿された論文を対象とする。ただし、博士号を取得した者については、第3条(1)の応募資格と同等に扱う。
- (2) 「東洋大学大学院紀要に関する要領」第3条(1)の応募資格で投稿された論文の扱いについては、各学部紀要の投稿規定を準用する。ただし、準用規定のない研究科については、当該研究科で定め、年次刊行物編集委員会に報告するものとする。

第3条 審査者

- (1) 審査者は2名以上とし、1名は当該投稿者の指導教員とする。指導教員が担当できない場合は、当該年度の年次刊行物編集委員と各研究科長および専攻長との間で協議して審査者を決定し、大学院年次刊行物編集委員会に報告する。
- (2) その他は、匿名審査者とし、当該年度の年次刊行物編集委員と各研究科長および専攻長との間で協議して審査者を決定し、大学院年次刊行物編集委員会に報告し、非公開として記録に留める。

第4条 審査基準

審査は、1) 学術論文としての体裁(本文執筆に使用した言語と他の言語による要旨を含む)、2) 論文内容の独創性、論理的一貫性、理論的発展性、適時性、応用可能性(社会的貢献性)、その他特記事項、等について公平・公正に審査し、改善点については、指導的見地から指摘するものとする。

第5条 その他

- (1) 論文提出後、速やかに審査者を選定し、迅速な審査を行う。
- (2) 審査上の問題が発生した場合には、当該年度の年次刊行物編集委員と各研究科長および専攻長との間で協議して対処し、大学院年次刊行物編集委員会に報告し、審議にかける。

第6条 改正

本審査規定の改正は、大学院年次刊行物編集委員会の議を経て、行われる。

附則 平成19年4月1日から施行する。

改正 平成26年4月1日

平成27年4月1日